

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和18年12月31日まで)

秋 本 務 第 2 7 0 号
令 和 8 年 7 月 1 3 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

行政手続法及び秋田県行政手続条例に基づく審査基準等作成及び公表要領の一部改正について（例規）

行政手続法（平成5年法律第88号）及び秋田県行政手続条例（平成8年秋田県条例第4号）に基づく審査基準等作成及び公表要領については、「行政手続法及び秋田県行政手続条例に基づく審査基準等作成及び公表要領の一部改正について（例規）」（令和7年4月17日付け秋本務第187号。以下「旧例規」という。）により実施してきたところであるが、紙媒体による公表用ファイルの備付けを廃止するなど公表要領の一部を改正し、下記のとおり運用することとしたので誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は廃止する。

記

1 審査基準等の作成及び公表すべき基準等

(1) 行政庁が作成・公表すべき基準等

- ア 申請に対する許可、認可、免許等についての審査基準
- イ 申請に対する許可、認可、免許等についての標準処理期間
- ウ 免許の取消し、効力の停止等の不利益処分についての処分基準

(2) 審査基準等の作成を要しないもの

- ア 審査基準等が「法令の定め」に尽くされている処分
- イ 許認可及び処分の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を作成することが困難であると認められるもの
- ウ 全国又は都道府県に1を限って指定(認可)される法人に関係する処分であって、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものである上、当面行われる予定のないもの
- エ 処分の先例がなく、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるもの
- オ 処分がまれであり、審査基準を法令の定め以上に具体化することが困難であるもの

以上のもののほか、処分基準は作成しているが、公表することにより脱法行為を助長するおそれがあるものについては、当該基準を公表しないこととする。

2 警察関係の行政庁

原則として、次の行政庁ごとに自らの所掌する基準等を定めることとする。

- (1) 公安委員会
- (2) 警察本部長
- (3) 警察署長及び交通部高速道路交通警察隊長（以下「署長等」という。）

3 審査基準等の作成・公表要領

審査基準等を記載した文書は「公表用ファイル」と呼称するものとする。

(1) 公表用ファイルの作成

ア 公安委員会及び警察本部長が行政庁となる場合

(ア) 公安委員会及び警察本部長が行政庁となる審査基準等に係る公表用ファイルについては、当該事務を所掌する警察本部の課長（以下「主管課長」という。）が警務部警務課長（以下「警務課長」という。）と協議した上で、作成、改正又は廃止するものとする。

(イ) 警務課長は、公表用ファイルを作成又は改正した場合は、公表を実施している所属（以下「公表実施所属」という。）に当該公表用ファイルを送付し、廃止した場合にはその旨を通知するものとする。

イ 署長等が行政庁となる場合

(ア) 原則として署長等が公表用ファイルを作成することとなるが、異なった審査基準等に基づく取扱いによる不均衡が生ずることを避けるため、主管課長が警務課長と協議の上、公表用ファイルの案を作成し、当該署長等に送付するものとする。

(イ) 前記(ア)の送付を受けた署長等は、送付された公表用ファイルの案に基づき、公表用ファイルの作成又は改正を行うものとする。

(2) 公表用ファイルの公表要領

ア 公表実施所属は、警務部警務課（以下「警務課」という。）、公表用ファイルに係る事務を所管する各課及び交通部高速道路交通警察隊並びに各警察署とする。

イ 公表の事務を担当する係（以下「担当係」という。）は、警察本部の公表実施所属にあつては警察運営企画係及び企画係、警察署にあつては警務係とする。

ウ 公表用ファイルの公表は、秋田県警察ウェブサイト（以下「ウェブサイト」という。）への掲載又は申請者等の請求に基づきウェブサイトの該当箇所を印字した書面を交付することにより行うものとする。

4 公表実施上の留意事項

(1) 公表用ファイルに係る事務を所掌する所属は、当該事務に係る審査基準等が改正又は廃止された場合、遅滞なく公表用ファイルの加除を行うものとする。また、警務課はウェブサイトの掲載データを遅滞なく更新するものとする。

(2) 担当係において閲覧の依頼を受けたときは、対象となる審査基準等に係る公表用ファイルの作成の有無を確認し、公表している場合はウェブサイトに掲載された公表用ファイルの該当箇所を印字した書面を提示又は交付するなどの方法により閲覧させ、作成されていない場合又は作成されているが公表していない場合はその理由を教示すること。

なお、印字及び交付に関する費用は請求者から徴しないものとする。

- (3) 担当係は、申請者等から審査基準等について説明を求められた場合で、当該審査基準等に関する事務が自らの所掌に属さないものであるときは、審査基準等の問い合わせ先欄に記載された公表実施所属の係を教示すること。
- (4) 公表用ファイルの閲覧は県民の権利であることから、閲覧の自由を制限しているとのそしりを受けることのないよう、担当係以外の職員も含め、その対応要領について周知徹底を図ること。

この担当

警務課警察運営企画係（☎ 2 6 3 2 ～ 2 6 3 5）